

積丹町公告第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年 9月 4日

積丹町長 松 井 秀 紀
(公 印 省 略)

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度 地域生活交通確保対策事業用車両購入事業
- (2) 調達物品の品名及び数量 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和9年3月31日（水）
- (4) 納入場所 積丹町役場（積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 積丹町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (2) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (3) 北海道内に、主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）を有すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の積丹町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 令和8年4月1日から過去10年間に官公庁と物品購入の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからエまで定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年9月4日（金）から令和8年9月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 提出先 積丹郡積丹町大字美国町字船濶 4 8 番地 5
積丹町役場企画課

エ 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を令和 8 年 9 月 1 6 日（水）までに書面により申請者に通知する。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 8 年 9 月 2 4 日（木）までに書面により説明を求めることができる。
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

5 契約条項を示す場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 4 8 番地 5
積丹町役場企画課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 3 階 会議室
- (2) 入札日時 令和 8 年 9 月 2 5 日（金） 午後 3 時 0 0 分
- (3) 開札場所 (1) に同じ。
- (4) 開札日時 (2) に同じ。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の 1 0 0 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、積丹町財務規則（平成 5 年積丹町規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 9 7 条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、契約の相手方が、積丹町財務規則（平成 5 年積丹町規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 1 2 0 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

財務規則第100条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

必要とする。

13 予定価格等

- (1) 予定価格 公表していない。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

14 その他

- (1) 入札の執行回数は原則3回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第103条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (5) 契約事項に係る自動車に関し、自動車重量税、自賠責保険料（13か月契約）、検査・登録費用（印紙代）、リサイクル料金等の法定費用は契約の相手方が代行して納入し、当該契約の履行後に、契約の相手方に支払う。
なお、法定費用は入札価格に含まない。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 積丹町役場 企画課（電話番号 0 1 3 5－4 4－2 1 1 4）

イ 所在地 積丹郡積丹町大字美国町字船瀬 4 8 番地 5

(7) 前金払

前金払いはしない。

(8) 概算払

概算払いはしない。

(9) 部分払

部分払いはしない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行公開

この入札の執行は、非公開とする。

(13) 支出負担行為を行う者(契約者)

積丹町長 松井 秀紀

(14) その他

この公告のほか、入札に参加する場合は、別紙の物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(15) 問い合わせ先

公告の内容に関し不明な点は、積丹町役場企画課（電話番号 0 1 3 5－4 4－2 1 1 4）に照会すること。